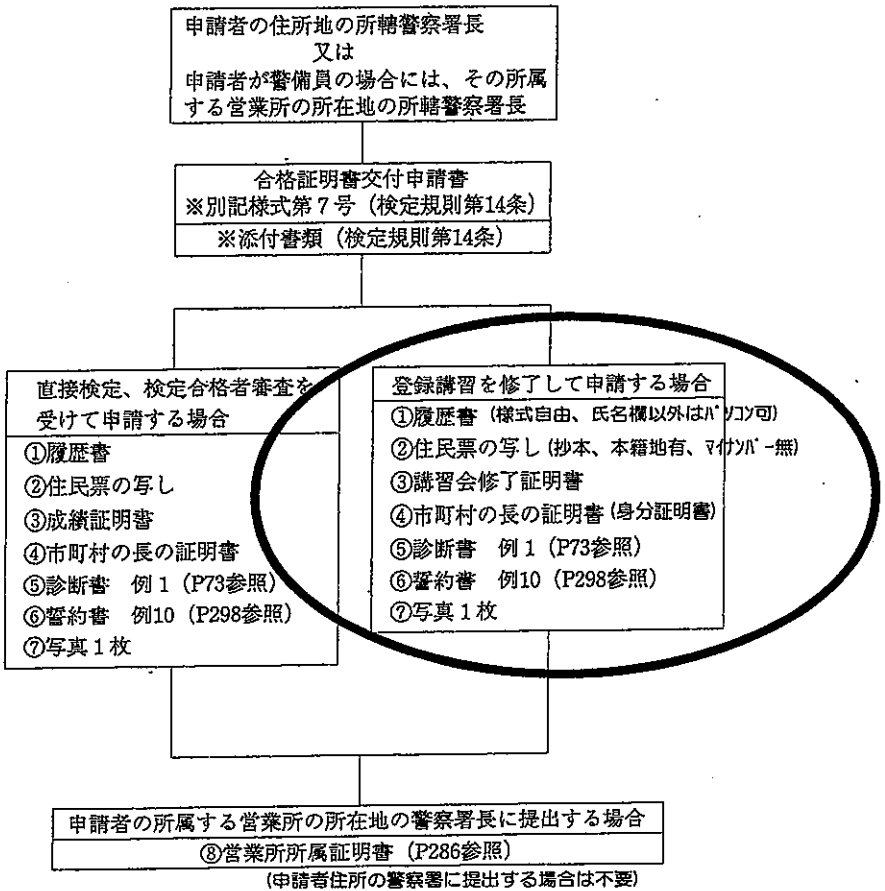


24 合格証明書交付申請の手続 (検定規則第14条)



注) 成績証明書又は講習会修了証明書は、交付の日から起算して1年を経過していないものに限られ、写真については、検定申請時と同様のものです。

※証明書は3か月以内のもの。

※納付書は提出先窓口にあります。
手数料(証紙10,000円)は、銀行で購入。